

# 台湾における海底通信線の創始

松 浦 章

## 一 緒 言

台湾は海洋に位置する孤島であるため、諸地域との通航は古くから船舶に依拠していた。古代から帆船が大陸や南海諸島との間の交通を担い、近代以降には帆船とともに汽船が登場すると交通の迅速と大量輸送がはかられることになった。帆船が活動していた時代から、人や貨物の移動以外に、通信も船舶によって運ばれていたのである。<sup>(1)</sup>しかし船舶がもたらす通信よりも、より迅速な通信が求められる時代が到来し、それを可能としたのが海底電線、海底通信線の出現並びに敷設であった。そして台湾と大陸の間にも海底通信線が敷設されたのであった。

歴史研究の分野で研究が遅れているとされるのが通信史の分野である。<sup>(2)</sup>古代の駅伝制などの研究はされてきたが、近代以降の中国における電信、電話などの研究は近年になって注目されるようになった。<sup>(3)</sup>

台湾における陸上の架設電線による通信の計画は、同治十年（一八七二）に軍機大臣の沈葆楨の奏請によるが、具体的に実現するのは光緒三年（一八七七）に安平と打狗（高雄）との間の三十哩に設置された架設電線であった。<sup>(4)</sup>この区間は短距離であったこともあり、一般の使用に利用されることは少なく公的な官報の通信が大半であった。<sup>(4)</sup>その

後、劉名傳が光緒十年（一八八四）九月から光緒十七年（一八九一）五月まで台湾巡撫として赴任すると、光緒十二年（一八八六）に架設電線の増設を推進し、淡水滬尾港と基隆港とから台北を経て台南、そして安平に至る清里八八〇里の電線敷設を完成したのである。<sup>⑤</sup>

台湾と大陸間には海洋が横たわるため電線の敷設には海底通信線が必要であった。その海底通信線の敷設も、劉名傳が推進することになり、委託された怡和洋行 (Jardin Matheson Co.) がそれを実行し、台湾側の淡水から福建省の福州府連江縣閩江芭蕉島の川石山の間の一七哩に海底通信線を敷設して、光緒十三年（一八八七）十月から通信が可能となったのである。<sup>⑥</sup> その後には安平と澎湖島との間にも五三哩の海底通信線が敷設された。<sup>⑦</sup>

このような台湾における海底通信線、海底電線敷設の歴史について述べてみたい。

## 二 清代台湾における閩臺海底通信線の敷設

清代台湾において電信による通信が喚起されるに至った大きな事件は、台湾における琉球人の殺害に端を發した日本の台湾侵攻であった。この同治十三年（一八七四）に、欽差大臣沈葆楨が次にように上奏している。

海洋之險、甲諸海疆、欲消息常通、断不可無電線。計由福州陸路至厦門、由厦門水路至台湾、水路之費較多、陸路之費較少。<sup>⑧</sup>

とあるように、台湾は海峡の外にあって電信による通信が必要であり、福州から陸路で厦門までの設置経費より、厦門から台湾への海底電信線の敷設の経費の方が高額とされたのである。このため、大陸と台湾の海底電信線が通じるまで十余年を要するのである。

直隸總督李鴻章は、電信の重要性を光緒六年（一八八〇）八月十二日付けの上奏で次のように述べている。

用兵之道、必以神速爲貴、是以泰西各國於購求槍礮之外、水路則有快輪船、陸路則有火輪車、以此用兵、飛行絕跡。而數萬里海洋、欲通軍信、則又有電報之法。…近來俄羅斯、日本國均效而行之、故由各國以至上海莫不設立電報、瞬息之間、可以互相問答。獨中國文書尙恃驛遞、雖日行六百里加緊、亦已遲速懸殊。查俄國海線可達上海、早線可達恰克圖、其消息靈捷極矣。即如曾紀澤、由俄國電報、到上海祇須一日、由上海至京師、現係輪船附寄尙須六七日到京、如遇海道不通、由驛必以十日爲期。是上海至京僅二千數百里、較之俄國至上海數萬里、消息反遲十倍<sup>⑨</sup>。

とある。李鴻章は、用兵の方法は迅速でなければならないが、中国以外の諸国は快速の軍艦や武器を装備しており、さらに軍事通信の備えもあつて電報は欠くことの出来ない要件であると明確に認識していた。その電信の具体例として、ロシアや日本の場合をあげ、上海から直ちに本国に連絡できる電信を備え、瞬時に本国との連絡が可能であるとした。特にロシアの場合、陸路で恰克圖、即ちキャフタまで達し即座に連絡できる状況にあつた。ロシアから上海に一日で通信が通じているのに対して、清朝中国はまだ上海と北京の間にすらその状況になかつた。上海から北京に通信するのに、汽船に通信文を託して伝達しても六、七日を要し、もしも海上が荒れれば、陸路で駅伝を使用して伝達するのには最低十日を必要としたのであつた。上海と北京とは千數百kmですらその状態であるのに、ロシアから上海は數万kmもあるのに瞬時に通じること指摘した。

このような状況が危惧され、清朝中国全土を覆う電信網の整備が急がれた。そして、光緒九年（一八八三）には、北京から沿海地域を通じて広東まで電信が可能となつた。光緒九年六月初三日付けの两江總督左宗棠の上奏に、

查由天津至上海、蘇州、鎮江、江寧、清江以及江、浙、閩、粵各省、現皆次第舉辦陸路電線、均經奉諭旨允准在案<sup>⑩</sup>。

とあるように、天津から上海、大運河の要衝である蘇州や鎮江、清江そして南京さらに江蘇省、浙江省、福建省、広東省へと電信による通信が可能となったのである。

台湾において海底通信線が敷設されたのは、劉名傳が台湾巡撫として赴任した時に始まる。

光緒十二年八月二十八日（一八八六年九月二五日）付けの劉名傳の上奏に、

竊台湾一島孤懸海外、來往文報、風濤阻滯、每至匝月兼旬、音信不通、水陸電報實爲目前急務、必不可緩之圖<sup>①</sup>とあり、台湾は海上の孤島であり、通信の伝達には二ヶ月と二十日、即ち八十日ほどを必要としたのであり、このことから海底電信線と陸上の電信架線は必要不可別のものとし、電信線の敷設は緊急の課題であつた。

この海底電信線が開通したことについて、清『德宗實録』には記載が無いが、『光緒東華録』光緒十二年八月丁未（二十三日）（一八八七年一〇月九日）の条に、

福建台湾水底電綫成<sup>②</sup>。

とある。福建と台湾を結ぶ海底電信線敷設が完成したと記している。この敷設に至る経緯について、劉銘傳は光緒十四年五月初五日（一八八八年六月一四日）付けの奏摺で次のように記している。

竊台湾購辦水陸電綫、經臣於光緒十二年八月間奏明在案。嗣因海綫取道厦門、海程不便、改由台北滬尾、接達福州之川石、海程較多五六十里。復經勘議、加購水綫價銀五千兩。因地隔海外、需用中外材料、不能依期運齊。十三年三月、甫將基隆、滬尾合至臺北兩綫動工、八月、怡和洋行承辦水綫、裝由飛捷水綫輪船到臺、經臣委員驗收、隨即駕駛勘量海道、將川石至滬尾水綫安放、福臺兩省先行通報。續至澎湖放綫、抵臺南之安平口。時陸路已先勘明、於十一月間由臺南接辦陸綫、取道彰化、迤邐而北。十四年二月初一日、與臺北之基隆、滬尾兩綫接通、臣以閩海暗礁太多、臺南北山徑崎嶇、溪流橫截、線條線桿、均須格外堅牢、復飭原辦委員往返周巡、妥爲安插。現自

開報之後、一律完固。統計水陸設綫一千四百餘里、分設川石、滬尾、澎湖、安平水綫房四所、除臺南安平、旂后原設報局三處外、添設澎湖、新化、臺北、滬尾、基隆報局五處、一切材料、機器、水綫、輪船、木桿工程、勘路、轉運、洋匠薪水、路費、開局經費、共銀二十八萬七千餘兩。<sup>13)</sup>

とある。福建から台湾への海底電信線の敷設は、当初は厦門からと考えられていた。しかし厦門からの敷設は止め、台北の滬尾と福州の川石に変更された。光緒十三年三月には、初めて基隆と滬尾からの陸上電信線が台北が接続でき、八月には海底電信線の敷設事業が開始され、台湾と福建とが通ずる電信線が開通したのであった。

この海底電信線が活躍するのは『光緒東華録』によるかぎり、光緒十四年以降のことである。最初の事例は、光緒十四年二月丁未（二十五日）（一八八八年四月六日）の条に、

電諭劉銘傳、本日據總理各國事務衙門奏、台湾設局抽收洋商釐金、與約不符、請旨遵辦一摺、台湾爲通商口岸、洋商應完出口正稅、向不抽釐、……<sup>14)</sup>

とあるように、台湾の劉銘傳に対し電報による光緒帝の諭旨が送られた。内容は總理各國事務衙門からの奏請による台湾における釐金局の収税の問題に関するものである。この電諭は福建・台湾間の海底電信線を通じて送電されたものであることは歴然であろう。

この電信線がさらに活躍する時が来る。同じく光緒十四年十月のことである。『光緒東華録』光緒十四年十月乙未（十七日）（一八八八年二月二〇日）の条に記された劉銘傳の奏文よって知られる。

劉銘傳奏、本年六月間後山變、臺南北各軍分調助勦、台湾人情浮動、適有嘉義鄉民、械鬪、謠言紛起、臣飛飭統帶武毅軍提督朱煥明由彰化帶勇三百名前往、……八月二十九日、據彰化縣電報、鹿港鹽館被劫、……、九月初一日、續據彰化縣電報、土匪愈聚愈多、……臣復電商閩浙督臣楊昌濬、卞寶第、……<sup>15)</sup>

とある。劉銘傳が報告したのは彰化縣における土匪の反乱である。ここでは反乱の内容よりも、台湾から北京へいかに迅速に伝えられたかを問題にしたい。劉銘傳の上奏文の中で、通信手段として彰化縣からの電報を利用していたこと、また劉銘傳が福州に駐在していたと思われる福建・浙江總督に電報で相談していたことである。閩浙總督は、光緒十四年二月に楊昌濬が陝甘總督に転出し、その後任として湖南巡撫であった卞寶第が任命されたため、<sup>(16)</sup>兩名の名が記されていたのである。この反乱の台湾内での通信や、台湾から福建への通信、さらに北京へと電報が迅速に利用されたことは明かであり、劉銘傳による電信線の敷設が大いに役立ったのであった。

福建と台湾との海底電信線が敷設された状況は、日本帝国も把握していた。それは福州にあった日本領事館の副領事代理であった上野專一が外務省に報告していることから知られる。その報告とは、東京の外務省外交史料館に所蔵される明治二十八年（一八九五）年九月の『台湾淡水港ト清国福州間ニ現存スル海底電線關係雜纂』<sup>(17)</sup>に収録されている。

## 公第十五號

台湾福州間ノ海底電線ハ此度竣功ヲ告ケ、本月十二日ニ於テ彌々信息通報ノ事ヲ廣告致候。右海線敷置ノ爲メ、曾テ英國ヨリ汽船飛驟號ヲ購買シ諸機械ヲ裝載シテ、台湾淡水ヲ發シ、本月四日其線端ヲ福州連江縣芭蕉山ニ上陸シ、夫ヨリ長樂縣ノ白犬島マテ布設セシ時、恰モ大風激波ノ爲メニ、一時之ヲ切斷シテ浮標ヲ付ケ、同初七日風濤漸ク静カナルニ及テ、再ヒ之ヲ接合シ遂ニ白犬島ノ北部ヲ經過シテ始テ本月八日午後淡水ノ線端ト接續スルコトヲ得タリ。芭蕉山ト淡水ノ距離ハ凡ソ一百一十一英里ニシテ、其音信料ハ至少七字ヲ以テ起算シ一字洋銀二十四仙ナリ。目下台湾地方ニ電信ノ通報ヲ得ルハ淡水・台北府城ニ及ビ基隆ノ三處ニシテ此ヨリ次第ニ台南各地ニ陸線敷設ノ最中ナルヲ以テ此等ノ諸線彌々落成ニ至ラバ支那本部及ヒ海外諸方トノ通信往來頗ル靈捷ヲ來シ候事ト存候。

右之段報上仕候也。

明治二十年十月十五日

在福州

副領事代理

上野專一

印

外務次官子爵青木周藏殿

とある。上野報告は、台湾と福建省を結ぶ海底電線、海底通信線による電信が可能となったのは、明治二十年十月十二日としている。光緒十三年、西曆一八八七年のことであった。それより前、海底通信線の敷設工事は清国が英国から購入した飛騨號によって行われ、同號は機材を積み込み台湾の淡水を出港し、十月四日に福建省の福州府の芭蕉山に上陸したが、さらに長樂縣の白犬島での敷設中に大風に遭遇したので中断した。十月七日に敷設工事を再開して、翌八日には淡水との接合を完成した。この結果、淡水と福州の間には、一一哩の海底通信線が敷設されたのであった。そして同電信は、十月十二日より開業し、電報料金は、七字を最小単位として一字二四セントであった。この海底通信線の開通によって台北と淡水そして基隆から大陸側への電信の発信と、大陸側からの受信が可能となったのである。

台湾の陸上架線や台湾と福建間の海底電信線が完成したことについて劉銘傳も奏摺で報告している。光緒十四年十月初三日（一八八八年一月六日）付の奏摺に、

爲台湾創辦電線在事、各員異常出力、比照直隸廣東成安事、同一律籲懇天恩、准按原保給獎、以昭平允、而免向隅、恭摺仰祈聖鑒事、竊准吏部咨稱、所有台湾安設水陸電線工竣、請獎遵旨覆奏一摺、光緒十四年八月十九日、奉旨、依議欽此、鈔錄原奏內稱、此次台湾安設水陸電線工竣、列保並非創辦、亦與接遞緊要軍報、有聞應照尋常勞績覆獎、又未將在事出力各員委辦銜名、及到工日期、咨部立案、應令聲覆改獎到部、再行覆辦等因、……今台湾創辦電線事、同一律叙功覆過、不宜稍有偏枯、況臺地孤懸海外遠涉重洋、人皆視爲畏途在事、各員出沒於驚濤

台湾における海底通信線の創始（松浦）

險浪之中、創辦於人力難施之際、均能不辭勞瘁備歷艱辛得以迅速成功、實屬異常出力、迥非內地旱線可比其創辦之難、亦尤甚於直粵<sup>18</sup>、

とあり、台湾における陸上電線架線工事や海底通信電線の敷設事業が迅速に完成したのは、人々の異常な協力を得た賜物の結果であることを報告している。

この海底通信線が敷設に際しての資金はどのように調達されたのであろうか。それについては、上記『台湾淡水港ト清国福州間ニ現存スル海底電線關係雜纂』に収録された清政府側の檔案に次のように見える。一八九五年日清講和条約によって台湾が日本に帰属することになるが、そこで問題になったのが、上記の福州・淡水間に敷設された海底通信線の帰属問題であった。清政府側は、これは政府の官物では無く商務により敷設されたものであるとしたのである。それは招商によって敷設されたとした。

閩臺海綫一事、經本大臣等辨明係屬商綫並非官物、按之公法、應歸中國管理……北洋大臣復稱、台湾初設電綫在光緒十二年原係台湾巡撫與怡和洋行訂立合同包造價銀二十二萬兩、嗣於十五年間、台撫招集商股三十三萬兩、購買駕時・斯美兩船、內管理招商電報各局道員盛宣懷招股二十二萬兩、嗣將駕時・斯美兩船、歸於公用、即以水綫、作電報公司產業、抵還船價、業由電報局、陸續歸還招商局股銀二十二萬兩、……光緒十五年五月初八日、台湾撫院咨北洋大臣咨明事案、查台湾商務局前經招集商股銀三十三萬兩、係台湾林紳認招三分之一、計銀十一萬兩。招商局盛道認三分之二、銀二十二萬兩、購造斯美・駕時快船兩號、於光緒十四年發交、上海招商局代爲攬載台湾商務局一切、由林紳代爲籌畫、上海即由盛道等派人、照料與招商局外、……

とある。福建と台湾との間の海底電信線について、その電信線の敷設は光緒十二年に台湾巡撫の劉銘傳が怡和洋行と契約し、ついで光緒十五年には招商局から三三万兩の出資を得て駕時と斯美の二隻の汽船を購入し、さらに盛宣懷が



三分の二にあたる二二万両を集め、海底電信線を敷設する電報公司に出資して、二隻の汽船の購入費とした。そして残りの三分の一は台湾の林氏の出資したのである。この台湾の林氏とは、中島雄の作成した「総督ヨリ台湾福州間ノ海底電線ニ関スル書簡ニ付テノ解釋」に依れば、

三十三萬兩即チ此内、十一萬兩ハ土地ノ紳士林氏「維源ナルヘシ」ノ引受ケ、又二十二萬兩ハ清國ノ汽船會社ナル招商局長道臺盛氏「宣懷」ノ引受ケニ係ル株金ニテ、<sup>19)</sup>

とあるよう、閩臺海底電信線の敷設のために要する三三万両のうち、二二万両は招商局の盛宣懷が拠出したが、残りの三分の一の一萬両を拠出したのは「土地ノ紳士林氏」とある台湾の林維源であった。林維源（一八四〇～一九〇五）は、臺北板橋に生まれ、兄維讓とともに厦門において教育を受け、一八六二年に臺北に戻って、兄と林本源記を組織し、兄の死去後は林家の総管として采配を振るつた。その後、劉銘傳に助力して台湾の近代化に尽力している。<sup>20)</sup>

このような経緯のもとに、日清戦争後、日本帝国が台湾を領有することが決定すると、その中で、問題になったのが上記の海底電信線であった。明治二十八年（光緒二一、一八九五）九月十二日付の通信大臣渡辺国武が外務大臣臨時代理であった文部大臣西園寺公望に宛てた「機密受第八七一號」文書に、

台湾淡水港ト清國福州間ニ現在スル海底電線ノ儀ニ就テハ、嚮ニ我樺山全權委員ト清國委員李經芳トノ間ニ於テ、台湾島接受ノ際、我委員ヨリ該海底線ハ素ト台湾ノ所用ニ供スル目的ヲ以テ敷設セシモノニ付、當然陸上ニ於ケル官有物ト共ニ引渡ヲ受クヘキ筋ナリト申込ミタルニ、清國委員ハ台湾島陸上ニ於ケル諸般ノ引渡ハ、其全權ヲ受ケ居ラス。殊ニ該海底線ハ果シテ清國政府ノ官府ニ属スルカ、將タ一私人ノ私有ニ属スルカヲモ確知セサルヲ以テ、直チニ其處分ヲ決スルコト能ハスト答ヘ、逆ニ該海底線ヲ如何ニ処分スヘキヤハ、追テ兩國政府ノ協定ニ附スヘシトノ約束ヲ締結シ、之ヲ未決問題ニ附シ以テ、該島ノ引渡ヲ結了セリ。<sup>21)</sup>

とある。福州淡水間の海底電信線が官有物か私有物かについて問題になり、日清戦争後の条約締結では決定しなかつた。

海底電信線の所屬問題は未決のままであつたが、電信線の運用に関する条約は締結された。その条約案を長文であるが以下全文を掲げてみたい。

日清海底電線接續條約案

日本帝國政府在（與）清帝國政府ハ日本帝國台灣島ト清帝國福建省間ニ存在スル海底電信線ニ依リ電氣通信ヲ爲スノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルニ決シ、該條約ヲ議定シ、及調印スルカ爲メニ日本帝國ハ      ヲ以テ全權委員トシ、清帝國政府ハ      ヲ以テ全權委員トス。仍テ両全權委員ハ互ニ其委任状ヲ示シ、其良好妥當ナルヲ認メテ、左ノ條款ヲ約定ス。

第一條 日本帝國台灣島淡水ト清帝國福建省福州トノ間ニ存在スル海底電信線ハ日本帝國政府ニ於テ永久ニ之ヲ保有シ、両帝國政府ニ於テ之ヲ使用スルモノトス。

第二條 日本電信主管廳ハ第一條ノ海底電信線ヲ良好ニ保持シ通信ニ支障ナカラシムルコトヲ務ムヘシ。

第三條 清帝國政府ハ第一條ノ海底電信線中、清帝國ノ領海内ニ存ル部分ニ對シ清帝國ノ海陸電信線ニ於ケルト同様ノ保護ヲ與フヘシ。

第四條 兩國電信主管廳ハ第一條ノ海底電信線陸揚ノ爲メ各自ノ領地内ニ設ル海底線庫及接續陸線ヲ良好ニ保持シ、其保持費ハ各自之ヲ負擔スヘシ。

第五條 第一條ノ海底電信線ニ關スル通信事務ハ台灣島ノ方ハ日本電信局之ヲ掌理シ、福建省ノ方ハ清國電信局之ヲ掌理スヘシ。

第六條 第一條ノ海底電信線ニ接續スル兩國電信局ハ電報ヲ正確迅速ニ傳送スルコトヲ務ムヘシ。

第七條 第一條ノ海底電信線ヲ經テ送受スヘキ電報ハ日本帝國本土ト台湾間ニ海底電信線ヲ連通シタル後ト雖モ、西曆千九百二年十二月三十一日マテハ台湾島及屬島并澎湖列島ヨリ發シ、及此等ノ地方ニ到着スルモノニ限ルヘシ。但左ノ場合ハ此限ニアラス。

一、日本帝國本土ト台湾間ニ海底電信線ヲ沈設シタル後ニ於テ、長崎・上海間海底電信線又ハ上海・福州間海陸兩電信線不通ノ場合ハ本文ノ制限ニ拘ハラズ各地ニ發着スル電報ヲ送受スルヲ得。

二、日本帝國本土ト台湾間ニ海底電信線ヲ沈設シタル後ニ於テ日本帝國本土ト沖繩間海底電信線不通ノ場合ハ本文制限ノ外、尚沖繩ニ發着スル電報ヲ送受スルヲ得。

第八條 凡ソ第一條ノ海底電信線ヲ經由スル電報ノ取扱ニ関シテハ万国電信聯合條約及細目規則ヲ通用スヘシ。然ルニ漢語電報ノ字数計算方ニ付テハ兩國電信主管廳ノ別ニ協議約定スル所ニ依ルヘシ。

第九條 清國電信局ハ在台湾日本電信局ヨリ傳送スル電報ニシテ發信人電報ノ通過スヘキ線路ヲ特ニ指定セサルモノハ料金ノ最モ低廉ナル線路ニ依リ傳送スヘシ。若シ同料金額ノ線路ニ線以上アル場所ニ在レハ、其電報数ヲ各線ニ均分傳送スルコトヲ務ムヘシ。

第十條 第一條ノ海底電信線ヲ經由スル電報ノ料金ヲ定ムルコト左ノ如シ。

日本帝國ノ收入ニ屬スル料金

首尾料

一、台湾島及屬島并澎湖列島

一語ニ付 金貨 八十五先士

二、台湾及屬島并澎湖列島以外ノ日本帝國領土ト歐羅巴、露國西伯利亞、亞細亞土耳其、亞米利加及埃及以西各地間ニ往復スルモノ。

一語二付 金貨 一法四十二先士

三、同上ノ日本帝國領土ト亞細亞、露國領土ヲ除ク 大洋洲及亞非利加、埃及以西各地ヲ除ク 間ニ往復スルモノ

一語二付 金貨 一法五十七先士

中繼料

一、亞細亞 露國領土ヲ除ク 大洋洲及亞非利加及埃及以西各地ヲ除ク 内ニ於テ往復スルモノ 一語二付 金貨 一法五十七先士

二、其他ノモノ 一語二付 金貨 一法四十二先士

但右首尾料第二第三及各中繼料へ第七條但書ノ場合及西曆千九百三年一月一日以後ノ場合ニ適用ス。

清國政府ノ收入ニ属スル料金

首尾料

福州局 金貨 二十八先士

中繼料

福州局 金貨 二十八先士

福州以遠ノ往復スルモノハ其以遠ニ属スル既定ノ料金ヲ増課ス。

第十一條 第十條ノ首尾料ハ兩國政府相互ノ認識ヲ經ルニアラサレハ之ヲ増額スルヲ得ス。但之ヲ減低スルコトハ各自ノ任意トス。

兩國政府ハ諸外國及海底線会社トノ條約トノ變更シ、現行料金率ヲ低減スルトモハ、第十條ノ首尾料及中繼料ヲ之ト同額ニ低減スヘシ。

第十二條 第一條ノ海底電信線ニテ送受スル電報數及其料金ハ該海底電信線ノ兩接續局ニ於テ毎日之ヲ計算シ、電信機ニ依リ互ニ之ヲ通報スヘシ。

決算ハ毎月末日ヨリ双方差引計算ノ上一方ノ電信主管廳ヨリ翌月二十日マテニ發送スヘシ。

右ノ支払ハ墨銀西哥銀貨ヲ以テスヘシ。但金貨一フランハ墨銀西哥銀貨二十八仙ノ割合ヲ以テ換算スヘシ。但此換算割合ハ兩國主管廳ノ協議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得。

第十三條 會計決算ノ月日及電報ニ関スル局務用月日ハ西曆ヲ用フヘシ。

第十四條 第一條ノ海底電信線ヲ經テ送受スル電報ニシテ日本帝國ト清帝國間ノミニ關係スル通信取扱、其他事務整理ノ方法ハ兩國電信主管廳ニ於テ隨時協議約定スルコトアルヘシ。

第十五條 日清兩國政府又ハ孰レカ一方ノ政府ニ於テ西曆千九百三年一月一日以後、日本帝國領土ト清帝國領土トノ間ニ新ニ海底電線ヲ沈設シ電氣通信ヲ連絡スルノ必要アリトスルトキハ第一條ノ海底電信線露ニ電線ヲ増設シ、又ハ其他ノ土地間ニ海底電線ヲ沈設シ電氣通信ヲ連絡スルヘキコトヲ兩國政府ニ於テ豫メ認諾ス。

但本條ノ場合ニ於テ海底電線陸揚地ノ撰定及兩接續局ノ事務掌理并聯通方法ハ其時々別ニ協議スヘシ。

第十六條 本條約ハ批准ヲ經タル後之ヲ交換シ、其交換ノ日ヨリ十日ヲ經テ之ヲ實施シ、其有効期限ヲ西曆千九百十年十二月三十一日マテトス。

第十七條 二於テ本條約六通ヲ認ム。内日本文二通、漢文二通、英文二通トス。

明治 年 月 日

光緒 年 月 日<sup>22</sup>

とある。これにはさらに「日清海底電線接續條約案説明書」が作成されていた。

第一條 日本帝國台灣嶋淡水ト清帝國福建省福州トノ間ニ存在スル海底電信線ハ日本帝國政府ニ於テ永久ニ之ヲ保有シ兩帝國政府ニ於テ之ヲ使用スルモノトス。

本條ハ台灣福州間海底線ノ所屬ト其使用方ヲ定メルタルモノナリ。元來該海底線ハ舊台灣巡撫ニ於テ台灣省ノ費用ヲ以テ之ヲ沈設シ、台灣ノ所用ニ供セシモノナルニ由リ、台灣ニシテ日本帝國ノ版圖ニ屬シ、其官有物ノ拳ケテ日本帝國政府ニ歸スル以上ハ該海底線モ亦日本帝國政府ノ所有ニ歸スヘキハ當然ノ理ナルカ如シ。然レモ該海底線ハ日本帝國ノ領海内ト領海外トニ跨ルカ故ニ台灣陸上ノ官有物トハ自ラ相違ナルノ点モナキニアルス。故ニ更ニ兩國間ノ條約ヲ以テ其所有ヲ確定セサル可ラス。又該海底線ニ依リ電報ヲ送受スルコトハ第五條ノ如ク兩國ニ於テ之ヲ爲スヲ弁理ナリトス。故ニ該海底線ノ所有權ハ永久日本帝國政府ニ屬スレトモ、之ヲ使用シテ電報ヲ送受スルコトハ兩國ニ於テ之ヲ爲スコト規定セリ。

第四條 兩國電信主管廳ハ第一條ノ海底電信線陸揚ノ爲メ、各自ノ領地内ニ設ル海底線及接續陸線ヲ良好ニ保持シ其保持費ハ各自之ヲ負擔スヘシ。

海底線ノ陸揚地ニシテ電信局ト相距ルベキハ其陸揚地ニ小舎ヲ設ケ舎内ニ於テ海底線ト陸上線トヲ接續セサル可ラス。此小舎ヲ稱シテ海底線庫ト云フ。台湾福州間家庭線ヲ陸揚スル爲メ台湾嶋淡水ニ設ル海底線庫并ニ該海底線庫ヨリ電信局ニ達スル陸上線ハ日本電信主管廳ニ於テ、又清國福井ニ設ルモノハ清國電信主管廳ニ於テ各之カ建設保持ニ仕シ、且ツ其費用ヲ負擔ス可キコトト定メタリ。<sup>(23)</sup>

とあり、さらに第五条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条と説明がある。<sup>(24)</sup>

この台湾淡水と福建の福州川石山間を結ぶ一六〇海里の海底通信線は、清國政府が敷設するが、その後清國電報会社に払い下げたもので、台湾授受の対象外であったことから、その移管処理に日清講話条約締結からさらに三年余の時間を要し、明治三十一年（光緒二十四、一八九八）十二月七日に、日本政府が清國から金一〇萬圓で買収したのであった。<sup>(25)</sup>

### 三 日本統治時代における台湾・日本間の海底通信線

海底通信線が可能となったのは、海水中でも長期の使用に耐える通信ケーブルが一八四七年に発明されたことによる。そして世界で初めての海底通信線が一八五一年にイギリスとフランスの間にあるドーバー海峡に敷設された。この時に使用された海底通信ケーブルは、四本の銅線で作られた太さ一・六五mmの電線だったとされている。その後海底通信線は世界中に広がり、デンマークの大北電信会社（グレート・ノーザン・テレコム）が日本帝国政府の許可を得て、一八七一年に上海―長崎、ウラジオストク―長崎の間に海底通信ケーブルを完成させたのであった。<sup>(26)</sup>

このように、日本から海底通信線を利用した外国通信が可能となったのは、一八七〇年、明治三年のことである。日本政府が外国との間に海底通信線の陸揚権を承認したのは明治三年八月二十五日のことであった。デンマーク国の

大北電信会社<sup>27</sup>が明治四年から同十六年の間に、長崎から上海間に二線、長崎からロシアのウラジオストク間に二線の海底通信線を敷設した。日本最西端の長崎に陸揚げして以来約一世紀にわたる対外通信の役割を果たした。<sup>28</sup>

この二線の海底通信電線は日本政府の保有するものではなかった。東京『時事新報』第一〇三三四号、四頁、明治四十五年（一九一二）年六月十八日付の「海底線買収問題 交渉の結果如何」によれば、

極東に於ける国際電信系を占有せる大北電信株式会社の所有に係る長崎・上海間、長崎・浦塩間二海底電信線の帝国領土陸揚独占権は、本年十二月二十八日を以て満期喪失となるに付、逋信省にては右独占権の期間満了を機とし、軍事、外交並に商業上の諸關係より該線を買収して、我が内国電信系中に編入する計画にて、既報の如く同社に対し買収談に及びなる由なるが、一方同社の露清両国政府より獲得し居れる海底線陸揚独占権有効期間は、一千九百三十年迄なるに、搗て加えて電報料金は長崎・上海間一語に付普通通信四十八錢、新聞信十八錢、長崎・浦塩間一語に付七十二錢と云ふ破天荒の料金を徴し、右二線は目下同社東洋唯一の金穴となり居れるを以て、交渉の結果如何と見るに、同社は長崎・上海線の買収に応じ、長崎・浦塩線に関しては更に帝国政府に対し料金の低減を条件として、新に今後幾年かの陸揚独占権附与を要求するならんと云ふ。

とある。明治三年（一八七〇）にデンマークの大北電信株式会社よって敷設された長崎と上海間の海底通信線と長崎とウラジオストクとを結ぶ海底通信線の日本の領土における陸揚権が時効となることにより、日本帝国政府は大北電信株式会社から上記の区間の海底通信線の買収を計っていた。

一八七〇年に日本に初めて海底通信線が敷設されたものの、日本帝国の保有になるまで四十余年を要していたのであった。

『中外商業新報』第九四八三号から第九四八五号、大正元年（一九一二）九月二十一日から九月二十三日付の紙面



に「東洋海底電線問題」(上、下)が掲載されている。

第九四八五号、第一面、雑報の「東洋海底電線問題」(上)に、一八七〇年代前後の海底通信線の敷設の状況が知られる。

香港の大北電信会社に勤務すること、多年次で上海の株式取引所員となりしゴルヂアス・ニルソン氏は過般神戸に於て此問題に関する講演をなせり。要領を摘記すること左の如し。

として、デンマークの大北電信会社に勤務するゴルヂアス・ニルソン氏の神戸での講演の概要を掲載している。その中に、東アジアにおける海底通信線の敷設の事情が知られる。

一八七〇年まで日本と支那は欧洲諸国との間に電報の交通なかりき、而して当時の外国貿易は十二の大会社に占有せられ、是等の会社は欧米諸国の新商況を聞かんが為め新嘉坡出入の快速汽船を利用したる也。即ち此の汽船は全速力を以て香港若くは上海に帰航し、会社に急用の報告を齎したり。斯る敏速の報道を受くべき便宜を有する三四の会社は、他社よりも少くも四五日丈け早く新事実を知り得たるが為め、商業上非常の利益を得、随つて又其競争者を悩ますこと多大なりき。然るにコーペンハーゲンのグレート、ノーザルン、テレグラフ、コンパニーが、一八七〇年に日本及支那へ海底電線を敷設する権利を獲得してより、前掲の事情は全く一変せり。即ちわが会社は同年に香港と上海間上海と長崎間、長崎と浦塩間の三線を敷設し、同年英国のイースタン、エキステンション、オーストララシア、エンド、チャイナ、テレグラフ、コンパニーは新嘉坡と香港間に又一線を敷設したり。而して是等各線に対する権利は、会社自ら保留する所なるがゆえに其の電信料引き上げは決して日本政府の関知する所に非ず。日本政府は只其電信料の集金人たる役目を勤むるに過ぎずして、試みに日本人の発したる外国電報の長崎に到着するや、之より以後電報は丁抹の会社に手渡され日本政府の責任は最早存在せざる也。

とある。海底電信線が敷設される以前は、汽船に搭載する通信がその伝達の速度を競い、快速汽船が優位をしめ、一刻も早く伝達を受けた企業が商業活動で優位にあった。そのような状況の中で、一八五〇年代頃からヨーロッパを中心に開始された海底電信線敷設の事業は東アジアへも拡大されてきたのである。その敷設の先端を担っていたのが、デンマークと英国の企業であった。

清朝中国と日本に対して積極的に海底通信線の敷設を推進しようとしていたのは、デンマークと英国の電信会社であった。デンマークのグレート・ノーザン・テレグラフ・カンパニー（大北電信会社、The Great Northern Telegraph Co.）は、中国と日本での敷設の権利を獲得し、一八七〇年には香港・上海、上海・長崎、長崎とウラジオストックの三線を開通させた。他方英国のイースタン・エクステンション・オーストララシア・エンド・チャイナ・テレグラフ・カンパニー（大東電信会社、The Eastern Extension Australasia and China Telegraph Co. Ltd.）はシンガポールと香港間に海底通信線を敷設するにいたったのである。

### ①日本・台湾間の海底通信線の敷設

日本は一八九五年以降において台湾を統治するが、その台湾と日本の間の海底電信線の敷設については、明治三十年（一八九七）のことである。

日本政府は、日清戦争によって台湾を領有することとなり、台湾と日本との間に軍用海底線の敷設を必要として、陸軍省に臨時台湾電信建設部を設け、明治二十九年（一八九六）八月十四日までに大隅大島から沖縄島まで敷設した。そして翌三十年四月から工事を再開し、五月三十日までに沖縄島・石垣島・台湾淡水間の敷設に成功したのである。<sup>(29)</sup>

「公文雜纂」所収の文書に、



此度台湾内地間海底電線ノ敷設完了シ、電報通信ノ道相開候趣傳承仕候。右ハ當分ノ内官衙公報ノ外ハ御取扱ニ不相成由ニ御座候処、當會社ハ現今台湾内地間航海御用被仰付居候ニ付テハ彼我ノ通信頻繁ナルノミナラス、緊急ノ御用有之候節ハ配船、其他之二應スル準備等詳細ノ指図ヲ要シ候ニ付、一々之ヲ外國電報ニ依頼致候テハ失費ノ少ナカラサルハ勿論不便甚キ次第ニ相之。萬一敏活ノ働作ヲ欠キ御用ニ御差支ヲ来シ候テハ、誠ニ不相濟義ニ付、相當ノ料金ハ上納可仕候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ官衙同様台湾内地間電報ノ送受御差許被成下度、此段謹テ奉願候也。

明治三十年六月六日

大阪商船株式会社

社長 田中市兵衛

陸軍大臣子爵 高嶋軻之助 殿<sup>(31)</sup>

日本陸軍が、九州の大隅と台湾との間に軍用海底通信線を敷設したことを知った大阪商船会社は、既に日本と台湾との定期汽船航路の運行を行っていた関係から、この海底電信線の利用を陸軍省に願ひ出たのであった。

しかし、この大阪商船会社の願ひは聞き届けられず、陸軍敷設の海底電信線の民間への利用は許可されなかつた。この海底電信線は当初陸軍省臨時台湾電信建設部の管理であつたが、後に通信省に移管され国有線として機能することになる。<sup>(32)</sup>

しかし、上記海底電信線の回線では官民の用途に十分対応できず、明治四十三年（一九一〇）に、長崎から台湾淡水間に六七〇余哩の直通海底線一条を敷設しすることになり、その線は同年四月に起工して十月には竣工し、十一月一日より公衆通信を開始したのである。<sup>(33)</sup>

この海底通信線の開通直前の事情を、『台湾日日新報』より見ることにする。同第三七三五号、十月六日付け第二頁に「海電工事と沖繩丸」の記事が掲載され、

台湾内地間の海底電線布設船沖繩丸は、一昨日ケーブルを積載して工事場へ向け長崎を出帆したるが、第一回布設終了地点、即ち淡水より二百五十五海里的線端浮標附近には七日到着の見込みなりとの報知、其筋に達したるも猶海上不穩の形勢あれば、豫定通り工事に着手し得るや未定なる由。

とある。『台湾日日新報』第三七四二号、十月十四日付けの二頁の「海電再び開通」の記事に、

一昨日夜八時三十分再び通信不能となりたる内地台湾間海底電線は、昨午前八時四十分復舊開通するに至れるが、之が為め臺北郵便局の取扱へる内地よりの通信は十一日頃の分續々として來り、同局にては非常の繁忙を極めつつあるを以て、先方よりの來信は勿論、本島よりの送信も當分數時間の遅著を免れざる可し。さりながら今期日中には漸次回復通信し得る見込みなり。

とある。

『台湾日日新報』第三七四三号、十月十五日付け二頁、「新線開始期」には、

別項の如く直通海底船は二十日頃に全部布設を了する由なるが、之れに要する通信諸機械は、初め九月中に受渡す約束にて注文せしが、未だ到着の報なきより察すれば未著と見るの外なきが、縦令内地に到着するも、之れを本島に回送し目的地點に送達するまでには、掲くとも一箇月乃至一箇月半の日子を要すべきにより、一切の設備を終りて、愈々通信を開始するは、早くも十一月下旬なるべしと、併し本作業は電線布設の難易を唯一の標準と爲すものなれば、之れさへ成功すれば残餘の作業は何等の心労を要せざるべしと云ふ。

とある。

『台湾日日新報』第三七五〇号、十月二十五日付けの二頁に「海電開通期」が掲載され、

一昨日逋信省より其筋に電報を以て、直通海電開通期に就き問合し來れる由なるが、其電文の要項は來月一日より開通せしむることと爲すも、差閤なきやと云ふにありて、其筋より之に対して差閤なきとの返電を致したる由なれば、一般公衆扱ひも多分十一月十一日と決定する也。

とある。同紙には、さらに「海電期成會總會」の記事があり、

淡水・長崎間の海底電線は愈々十一月一日より開通することとなり海底電線期成同盟會は爰に全く其目的を貫徹せしにより、來る二十七日午後一時より鐵道ホテルにて委員總會を開き解散式舉行並びに祝賀會解説の協議をなす由。

とあり、海底通信線の早期実現を願う民間の〈海底電線期成同盟會〉が組織されていたのであった。しかし、海底通信線の布設によつてその組織が解散し、布設を祝賀する運びになつたのである。〈海底電線期成同盟會〉については、『台湾日日新報』第三七五三号、十月二十九日、第三七五四号、十月三十日の兩日に次の二件の広告を掲載している。

積年志望相抱き居候内地本島間の海底電線複設問題は其筋の盡力に依り、第二十六議會の協賛を経て著々工事中なりしが、此程愈々竣工し、來る十一月一日より開通を見るの快報に接し候。左すれば本會の目的は右開通の日を以て解散式舉行致し候間奮て御參會相成度、此段全島の會員諸君に廣告致候也。

● 會期 十一月一日午後一時開會

● 會場 臺北鐵道ホテル

海底電線複設期成同盟會

海底電線複設改正同盟會は全く其目的を達し來る十一月一日解散式舉行の運びに至り候に付、關係當局者を招待し祝賀會を開き候間、御賛成御出席相成度、此段會員諸君に謹告致候也。

一會期 來る十一月一日午後六時開會

一會場 鐵道ホテル 一會費 金貳圓御持參の事

一申込 來る三十一日中、鐵道ホテルへ御申込被下度候

海底電線複設期成同盟會

委員長 木下 新三郎

とある。この広告からも台湾と日本を結ぶ海底電信線の新線の敷設が如何に希求されていたが知られよう。

『台湾日日新報』第三七五〇号、十月二十五日、第三七五一号二十六日、第三七五三号二十八日と三回にわたって「沖繩丸に乗る」(一)(二)(三)が掲載され、海底ケーブルを敷設した沖繩丸に搭乗した杜月生の筆名で記されている。他方日本の『大阪朝日新聞』第一〇二九九号、明治四十三年十月二十九日付け二頁には、「台湾海底電線(長崎)」の記事を掲載して、

長崎淡水間海底電線六百五十哩は約三週間に竣成し、茂木村の海岸にて引揚げたる所より長崎電信局に至る間の陸上工事は目下着々進行中にて、十一月一日より公衆電信取扱の豫定なり。沖繩丸は之に要する機械据付の上、電波通信の結了迄停泊の上、横濱へ廻航の筈なり。長崎郵便局にては従来のモウルス符號より簡便なる方法により通信する外、総ての取扱に改良を加へたれば、今後は更に手数少くして敏活に取扱はるべし。新設線の海底は大隅よりの舊線に比し海底の故障少き見込なり。又通信省直轄の工事を當地に設け海底電線製造試験中なるが、

結果は着々好成績を示しつつあり。

とある。日本側は長崎の茂木に陸揚げして陸上架線で長崎郵便局に連結し、全国と電信が可能となったのである。

そして、十一月一日付の『台湾日日新報』第三七五五号の第一面「論説」には「新海電の開通」が掲載され、この海底電信線の敷設の意義を高く評した。

富基角無線電信の開通ありて後、二旬茲に長崎淡水間の直通海底電線の竣功を見るを得たり。吾儕は台湾通信界の為め當さに太白を挙げて祝せざるべからざるべきを信ず。

台湾が南海に孤懸して本國と全く交渉を絶てるが如き感ありしは今や過去の夢となれり。本國との交通につきても獨り定期不定期の航路の増加せるのみならず、殆んど陸に在ると異らざる巨船の此間をありて孤島の感漸く薄らき來らんとす。然れども電報に至りては僅かに八重山島に中継所を有する一條の電線あるのみ、しかも其海洋は頗る不穩に且つ八重山島内に於ける陸上電柱は屢々暴風の為に損害を受け易きを以て通信の阻碍せらるる者少なからず、此際に於て清國迂回線なきに非ずと雖も、料金は殆ど十数倍に上り、必要事件に非る限りは之を使用すること難し。而して八重山線の何等障碍なき時と雖も、僅かに一線にしてしかも中継局多きを以て今日の如く電報の輻輳せる状況に在りては内地との交通に於て早くも三四時間、少しく輻輳せる際に於ては十時間以上を要し、現に我が社の日々接受する新聞電報の如きは東京・臺北間に於て二十時間を要すること必ずしも珍となさず。且つ中継局の多きは自然其間に於て文字の誤謬を來すは免れざる所たり。これ我が台湾居住民の常に遺憾とせる所にして、昨冬來有志者に於て海底電線期生同盟會を組織せる。亦此意に外ならざりしなり。

この缺陷や単に通信の不便として之を抛棄し去れば即ち止むも實は母國と植民地との連結の缺陷なり。植民地に対する親密の念を去らしむる者たり。単に物質上の缺陷に止らず、實は精神上に影響する所少からず、幸にし



て第二十六議會にては茂木村（長崎）淡水間海底電線敷設費百十餘萬圓を議決したるに當局も直ちに其義を容れ爾來拮据經營全力を盡して之が敷設を急ぎ今日其開通を見るに至れる者確かに之が缺陷を補ふに足る。しかも材料の蒐集と同線敷設海底の深さと海上氣象の關係とよりして、或は其工程の今日に終るやを危ましめ、其起工後に於てさへなほ本月中旬以後或は來月に入りて漸く竣工を見るを得べきを思わしめたる者、幸に當率者の熱心なる黽勉と天候の順當とにより豫期に先んじて開通の運に至りし者、時に台湾の爲に祝すべき所以たらずんば非ず。而してこの複線開通と同時に更に通信の便を開けるは料金の低減なりとす。従來内地台湾間は普通郵便に於ては何らの相違なかりしも、電報料金に於ては内地間の料金に比し二倍の賃金を要したりし者、畢竟海電の単線にして多数の電報を取扱ふ能はざるに、若し料金を低減せば電報増加の結果却つて電信の便を利用する能はざるに至らんとの理由によれり、然るに今回複線開通を機として料金の低減を見るに至れるは自然の數にして、吾儕の雙手を擧げて之を賛する所なり。只隴を得て蜀を望むはこれ自然の情にして吾儕は嘗つて無線電信開通の際、科学の進歩と技術の發達とにより獨り船舶間とのみの公衆電信のみならず、更に他の陸上無線電信局との電報取扱を望みし如く、この複数海電の益々完全となるに連れ諸電報料の内地電報料金と同一に低減さるるの期あらんことを望む者なり。

とある。海底通信線の複線化は料金の低廉化と同時に通信数の増加を来すであろうことが強調されている。

さらに同紙同日の二頁には「海電通信開始」と「電報料金の低減」の記事が掲載されている。「海電通信開始」では、新設海底電線は本日（十一月一日）午前六時より開始し、先づ第一通信として通信大臣より佐久間総督（注：第五代台湾総督佐久間左馬太…在任一九〇六年四月～一九一五年四月）へ宛て祝電を發し、総督より之に對する返電を送り後、一般の通信を取扱ふ由なるが、たぶん海電期成同盟會より内地各官民に宛てての謝電を総督返電の

後に發することとなるべしと。

とある。「電報料金の低減」(本日より實施さる)の欄には、

新設海底電線開通せる本月より料金の低減を見る可しとは、豫て報道し置きたるが、愈々其實施を見るに至れり。今便宜の爲め台湾を中心として内地其他に發信する改正料金を示せば左の如し。

▲台湾内地間 官報は一音信即ち十五字以内二十錢、私報同三十錢、以上五字以内毎に官私とも五錢、新聞電報五十字以内毎に三十錢、又欧文は五語以内官報二十五錢、私報四十錢。以上一語毎に官私報、其和文同様五錢。

▲台湾朝鮮間 右同前

▲台湾滿洲間 右同前

▲台湾樺太間 右同前

▲台湾小笠原間 右同前

▲台湾芝罘間 右同前

右滿洲、朝鮮、芝罘を包括して日清電報と稱し、同規則の發布と共に凡て同時に實市施せられたるものなり。而して台湾内地間は従來四十錢にて改正料金は之より十錢の低減なれば、一見尚料金の多額なる感無きにあらざるも二音信、三音信と通上する場合を想像せば、漸次内地間料金と近寄りつつあるを以て差したる差額を生ぜずと云ふも可なるべく、又台湾朝鮮間、及台湾滿洲間は和文七字以内三十錢が今回の改正により和十五字以内三十錢の低減となり、台湾小笠原及台湾樺太間の四十錢が三十錢となりたるは其半額以上の低額なり。さりながら朝鮮のみにては、一般普通電報取扱時間、即ち午前六時より午後の十時迄の以外は至急電報(普通電報

料の三倍)の外取扱ずと、此外其改正につき多少の變更あるいたるは、縦來本島より朝鮮に發信する場合、先方にて局より一里以外の土地へ送達するには其實費を徴収し來りしが、今回内地同様に取扱ふこととなり、即ち局所在地より二里迄二十錢、二里以上一里以内毎に十五錢を徴収することとなりたり。要するに本島と各地間の電報料減額は今後將來益々本島の發展の資となるのみならず、朝鮮滿洲等との植民地連絡上多大の効頭を來たすや明らかなりと云ふ。

とあるように、明治四十三年(一九一〇)十一月一日に開通した台湾淡水と日本を結ぶ新海底電信線は、台湾に居住する日本人からは高い評価を受けていた。特に日本と台湾との間のみならず、日本が植民地化していた中国東北部や朝鮮半島、サハリン南部等の地域と台湾間の電報料金が低廉化され、電報による通信数の増加が促進されるとされたのである。

以上のように海底電信線の新線開通を慶賀としているが、「論説」で指摘している無線電信について少し触れてみたい。『台湾日日新報』第二七四二号、十月十三日付の「論説」の「台湾の無線電信成る」において、

十九世紀に於ける科学の進歩は二十世紀に至りて更に大成の域に達し、昨日迄不可能と迄なさざるも単なる空想と思惟されし空中飛行、極地探検、電送写真等の如き既に現實さるるに至り、無線電信の如きも改良又改良其進歩の急激なる驚くべき者あり。……台湾近海は太平洋を航海する船舶の九分は之を通過せざるなく、且つ附近航海中最も危険なる者たり、特に台湾海峡の如き航海者の最も苦心する所なるに拘らず、無線電信局を缺きしは當事者の常に憾とせる所なりしに、今回富基角に其設置を見るを得たるは航海者の爲に利する所少なからざるべし。として、航行中の船舶との交信をするための無線電信局を台湾に開局したのである。<sup>34)</sup>

台湾の無線電信局の増設は、日本でも報じられた。『大阪朝日新聞』第一〇三〇四号、明治四十三年十月三十日付

け一面に「無線電信局増設」として掲載されている。

台湾東北富貴角<sup>マツ</sup>に於ける無線電信局は既に開設せられ、……右は主として海上船舶との通信を主とするものなれば、同航路を往復する郵船會社船、及び大阪商船會社船にして未だ無線電信機の設備なきものに対しては、夫々其の設備をなさしめ、特に補助航海船に対しては命令を以て同設置を爲さしむる筈なりと。

とある。このように、この無線電信局は海上航行の船舶に対するものであった。

大正四年（一九一五）の『台湾開發誌』に、通信局長の角源泉の談話として「本島の交通事業」において「電信計画」が述べられている。

電信計画の主たるものは内地本島間の電信連絡でありて、現在は長崎淡水線、那覇經由鹿児島淡水線の二線あるのみであるが、近來二線の負擔は甚しく重きに失し通信の遅延を來すること非常なるより、尚ほ一線の布設計画は既に二三年前より立案せられた所であるが、財政の都合上其目的を達し得なかつたのであるが、夫れが漸く本府本年度の豫算に計上され既に大蔵當局を通過して、閣議の決定をも見たのであるが、若し幸にして帝國議會をも無事通過せば内地本島間の通信上一般の進歩を見るべきである。<sup>(35)</sup>

とある。ここで長崎淡水線、那覇經由鹿児島淡水線の二線とされるが、前者は一九一〇年に敷設された海底電信線で、後者は一八九七年に敷設された軍用電信線に端を發するものである。このように一九一五年当時には、日本からの海底通信線は、長崎から淡水間の線と鹿児島から那覇を経て淡水に至る二線の海底通信線が運用されていた。これは勿論民間の使用が可能な通信線であった。さらに三線目の海底通信線の新線が計画されていた。

## ②台湾・香港間の海底電信線

日本が台湾を統治するとほどなく、台湾から香港への海底電信線の敷設を検討していた。外務省外交史料館に所蔵される明治三十年（一八九七）六月の「台湾香港間海底電線沈設一件」<sup>(36)</sup>に、その事情が見られる。

……就テハ台湾ヨリ僅ニ一葦帯水ヲ隔ツル香港ニ對スル電氣通信上ノ關係ハ誠ニ接迫シ來レル情勢ト相成可申候。是ニ於テ本邦若クハ英國若クハ西國共同事業ノ下ニ於テ該兩地間ニ海底電線ヲ沈布シ、香港以西ノ電線ニ接續セシメハ、万國一般ニ通信ノ利便ヲ増進スルハ勿論、特ニ本邦ト往復スル通信ノ最モ多数ヲ占メル英國トノ關係ニ顧ニ其施設ノ最モ緊要タルヲ認メ候。……

明治三十年六月二十六日

逋信大臣子爵 野村 靖

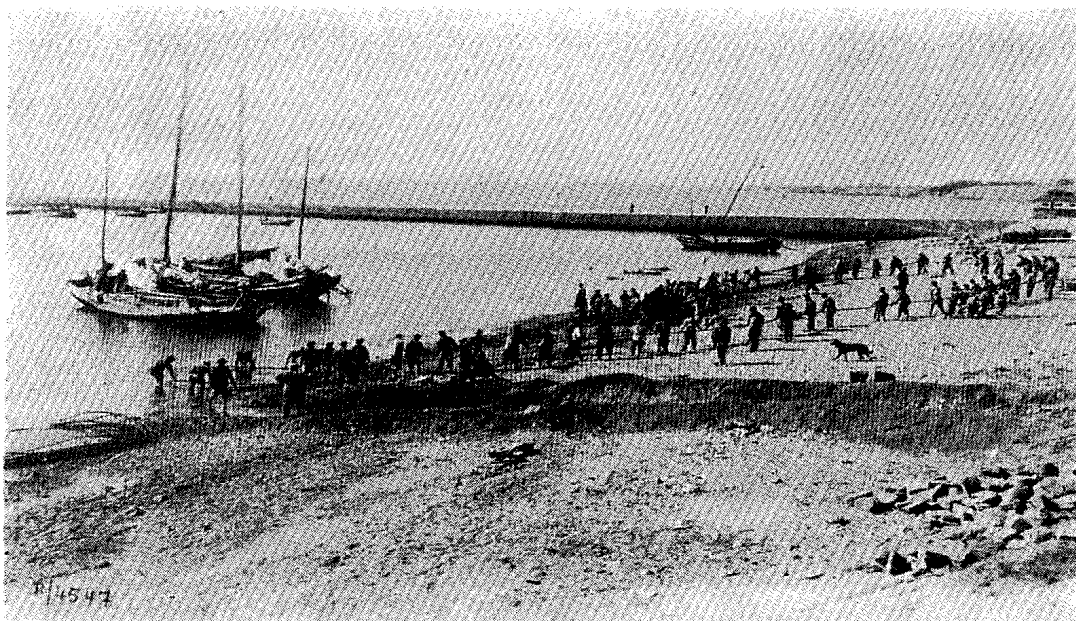
外務大臣伯爵 大隅 重信 殿

との目的で、日本政府は台湾から香港への海底電信線の敷設を希求していた。さらに同文書の「英國政府へ提議ノ綱目」によれば、

一 明治三十六年一月以降、台湾と英領香港トノ間ニ海底電信線ヲ沈フスル事。

一 該海底電信線ハ其布設ノ時期及本邦政府、又ハ英國政府ニ於テ之ヲ沈布且所有シ、若クハ兩國政府ノ共同ニ依テ之ヲ沈布シ、且共有ト爲ス等ノ協定其他本件ニ關スル事項ハ兩國電信主管廳之ヲ協定スル事。

とあるように、日本政府は明治三十六年（一九〇三）に台湾と香港間に海底電信線の開通を目指していたことが知られる。



我國早期佈設海底電報電纜情形

### 1912~1920年頃の台湾海底通信線敷設の状況

出典：『中國電信百周年紀念專輯』、交通部電信總局編印、1981年12月。  
台北市文献委員会編輯卞鳳奎博士の教示による。

## 四 小 結

上述のように、海洋に囲まれた台湾は、古代から船舶が大陸や他地域との間との通航に重要な役割を果たしていた。しかし近代以降において電信が発明され、さらに海底通信線が可能となると、清朝中国も通信の迅速化をはかり、その対象地域の一つが海洋に孤立する台湾であった。それは台湾が、諸外国との関係においても軍事上、海防上においても重要な地理的位置にあったからである。清朝は早期に台湾と大陸との通信の迅速化を企図した。そして大陸側福建省福州から台湾の淡水とを結ぶ海底通信線が、一八八七年には敷設されたのである。その電信線敷設を具体的に推進したのが台湾巡撫であった劉名傳であった。その海底通信線の敷設には巨額の経費が必要で、全経費三三万両の内、清国電報公司の盛宣懷が三分二の二二万両を、残りの三分之一を台湾の巨商であった林維源が一万両を拠出して完成した。

この閩臺海底通信線は劉名傳の推進で敷設されたが、日清戦争の結果、日本が台湾を領有するとこの閩臺海底通信線も当然

その対象と考えられた。ところが清国政府は、この閩臺海底通信線は官有物では無く、清国電報会社に払い下げたものであると主張したため、日清講和条約締結後その領有権を棚上げして交渉の結果、一八九八年に一〇万圓で日本政府が買収したのである。

他方、日本は、明治初期の一八七〇年にデンマークの大北電信公司によって長崎・上海間、長崎・ウラジオストク間の海底通信電線が敷設されたが、日本政府の意のままになるものではなかった。その経験を打破する必要上、日清講和条約締結後は閩臺海底通信線の日本政府による保有を執拗に企図したのである。さらに、台湾を領有したため、台湾と日本とを結ぶ海底電信線の早期の敷設が急がれ、台湾・日本間の海底通信線は、一八九七年に陸軍省が軍事用として鹿児島の大隅から那覇を経由して淡水に至る海底通信線を敷設したのが最初であった。この通信線はその後民間使用も可能であったが、その後の需要拡大に対応できる状況ではなかった。そこで日本政府は、一九一〇年に長崎の茂木と淡水を結ぶ海底通信線の新線を敷設して、植民地支配の重要な通信手段としたのである。

## 注

(1) 松浦章著、下鳳奎譯『清代台湾海運發展史』台北・博揚文化、二〇〇二年十月、二三九―三〇〇頁。台湾海峡以外でも中国帆船は書状を運んでいた(松浦章「清代における山東・盛京間の海上交通について」『東方学』第七〇輯、一九八五年七月、九九―一〇〇頁)。

松浦章、内田慶市、沈国威編著『遐邇貫珍の研究』(関西大学出版部、二〇〇四年一月)所収の『遐邇貫珍』の「近日雜報」によれば、汽船が中国沿海を航行する時代になると「上海火輪郵船來信云」(六七六頁)、「正月二十二日上海到有火輪船信云」(六五四頁)、「本月初三日上海火輪郵船來信」(六五二頁)、「上海郵船帶到要件内云」(六四七頁)、「英國郵船到港有正月二十七日信云」(六四六頁)、「來船付到新聞紙云」(六三九頁)、「英國到有新聞紙云」(六三八頁)などのように、上海などから香港に入港した汽船がもたらした新聞などの情報から得た最新のニュースが掲げられている。

- (2) 山口修「不毛の通信史学」『日本歴史』第二六二号、一九七〇年三月、九二〜九五頁。  
藤井信幸『テレコムの経済史 近代日本の電信・電話』勁草書房、一九八八年九月。
- (3) 千葉正史「清末時期電信事業年表」『近代中国研究彙報』（東洋文庫）二〇号、一九九八年、六七〜八六頁。千葉正史「清末における電気通信事業の国有化再編成過程について」『社会経済史学』第六三卷第六号、一九九八年三月、七五三〜七八一頁。千葉正史「情報革命と義和団事件―電気通信の出現と清末中国政治の変容」『史学雑誌』第一〇八編第一号、一九九九年一月、六五〜九二頁。
- 小竹利夫「情報と社会―電信による情報伝達―」『歴史と地理』（山川出版社）第五二二号、一九九九年三月、五四〜六六頁。
- (4) 『臨時台湾舊慣調査會第二部 調査経済資料報告』下卷、臨時台湾舊慣調査會、一九〇五年五月、一四〜一五頁。
- (5) 『臨時台湾舊慣調査會第二部 調査経済資料報告』下卷、一六頁。
- (6) 『臨時台湾舊慣調査會第二部 調査経済資料報告』下卷、二〇〜二八頁。大陸と台湾との間の海底電線については、史康迪「台湾到中国大陸の海底電纜歴史―檢視大陸媒体の報導和海底電纜的新発見―」『台湾與日本及其周边区域的地理歴史與文化』（第八届台湾地理学術研討會・第三十二届南島史学國際研討會）、（二〇〇四年十一月、台北、B二一〜一五頁）がある。
- (7) 『臨時台湾舊慣調査會第二部 調査経済資料報告』下卷、二八頁。
- (8) 中國史學會主編『洋務運動』（六）上海人民出版社、上海書店出版社、三二五頁。
- (9) 『洋務運動』（六）三三五頁。
- (10) 『洋務運動』（六）三四五頁。
- (11) 『洋務運動』（六）三七八頁。
- (12) 『光緒東華錄』中華書局、一九八四年九月、第二冊、一一三頁、総三三二九頁。
- (13) 『洋務運動』（六）四〇四〜四〇八頁。
- (14) 『光緒東華錄』第三冊、一九九頁、総二四二五頁。
- (15) 『光緒東華錄』第三冊、一〇九頁、総二五一五頁。
- (16) 錢實甫編『清代職官年表』第二冊、中華書局、一九八〇年七月、一四九〇、一七二八頁。
- (17) 外務省外交史料館蔵『台湾淡水港口清国福州間ニ現存スル海底電線關係雜纂』、簿冊番号：二一七―四―〇〇七。



- (18) 中国第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺』第一〇二輯、中華書局、一九九六年十二月、八七二頁。
- (19) 外務省編纂『日本外交文書』第二八卷第二冊、日本国際連合協会、一九五三年十月、六二七～六二八頁。
- (20) 許雪姬総策畫『台湾歴史辭典』行政院文化建設委員会、二〇〇四年五月一版、同年九月二版、四九五頁。
- (21) 外務省外交史料館蔵『台湾淡水港下清国福州間ニ現存スル海底電線関係雜纂』、簿冊番号：一七四一〇〇七。『日本外交文書』第二八卷第二冊、五九九～六〇〇頁。
- (22) 外務省外交史料館蔵『台湾淡水港下清国福州間ニ現存スル海底電線関係雜纂』、簿冊番号：一七四一〇〇七。『日本外交文書』第二八卷第二冊、六〇〇～六〇二頁。
- (23) 外務省外交史料館蔵『台湾淡水港下清国福州間ニ現存スル海底電線関係雜纂』、簿冊番号：一七四一〇〇七。
- (24) 外務省外交史料館蔵『台湾淡水港下清国福州間ニ現存スル海底電線関係雜纂』、簿冊番号：一七四一〇〇七。『日本外交文書』第二八卷第二冊、六〇七～六一一頁。
- (25) 通信省編纂『通信事業史』第三卷、通信協会、一九四〇年十二月、四七五、五五八～五五九頁。
- (26) ドコモ電子図書館 (DoCoMo Digital Library) に「海を越えて外国と通信するために使われたのは、海の中を通る電線「海底通信ケーブル」です。海水のなかでも長い間使えるケーブルを作る技術が一八四七年に発明されて実現しました。世界ではじめての海底通信ケーブルは、一八五一年にイギリスとフランスの間のドーバー海峡に引かれたもので、四本の銅線で作られた太さ一・六五mmの電線だったそうです。このあと、海底通信ケーブルは海を越えて世界中に広がっていきました。日本でも、デンマークの大北電信会社 (グレート・ノーザン・テレコム) が政府の許可を受けて、一八七一年に上海―長崎、ウラジオストック―長崎の間に海底通信ケーブルを完成させ、海外と電信ができるようになりました」とある。
- (27) 長島要一「大北電信会社の日本進出とその背景―シッキ公使の来日―」『日本歴史』第五六七号、一九九五年八月、七七～九二頁。中立国デンマーク国が、中立の立場を利用して列強間に海底電網の敷設を計画実行していた。特にアジアで海底電線の敷設で注目されたのが清国と日本であった。
- (28) 長崎県の県指定史跡である「国際海底電線小ヶ倉陸揚庫」、指定年月日昭和四七年二月四日、所在地長崎市小ヶ倉町三丁目七六一四四、所有者長崎県。
- 「国際電信海底走るケーブル網」政府は明治三年（一八七〇）八月に上海―長崎間およびウラジオストック―長崎間の海底電信

線を長崎に陸揚げすること並びに長崎―横浜間に海底電信線を敷設することを大北電信会社（デンマークのグレートノーザン・テレグラフ会社）に許可した。同社はケーブル線の陸揚げ地を小ヶ倉の千本松原海岸と定め工事に着手、翌明治四年六月十八日に長崎―上海間海底電信線敷設を完了、通信を開始した。これで初めてヨーロッパをはじめ世界各地と日本が電信線で結ばれ、世界情報の窓口の役目を長崎がはたすことになった。」

(29) 逓信省編纂『逓信事業史』第三卷、逓信協会、一九四〇年十二月、四七三―四七四頁。

(30) 国立公文書館蔵「公文雜纂」明治三十年、「大隅台湾間軍用海底線架設工事竣功ノ件」（纂〇〇四二〇一〇〇）。

(31) 防衛庁防衛研究所蔵「陸軍省大日記類」「壺大日記」所収「台湾内地間ノ電報使用ノ件」に収録されている（陸軍省―壺大日記―M三〇一六）。

(32) 逓信省編纂『逓信事業史』第三卷、四七五頁。

(33) 逓信省編纂『逓信事業史』第三卷、四七七頁。

(34) 関連する記事として『台湾日日新報』第三七四一號、明治四十三年十月十三日付の「富基角 無線局開局」に「淡水郵便局富基角無線電信支局は一昨日開局式を擧げたるが、同局は既記の如く富基角燈臺に隣り」とあるように、淡水の富基角燈台附近に設置された。同第三七四三號、明治四十三年十月十五日付「無線電信完通」、「無線電信と氣象電報」、「無線電信料決定」などの記事が掲載されている。

(35) 小林小太郎編輯兼發行人『台湾開發誌』一九一五年四月、成文出版社影印、一九九九年六月、三頁。

(36) 外務省外交史料館蔵「台湾香港間海底電線沈設一件」（簿冊番号：一一七一四―〇一一）。

#### 【付記】

本稿作成に当たり、東京の外務省外交史料館並びに台中の國史館臺灣文獻館が所蔵する文書を利用した。関係機関に末筆ながら謝意を表する次第である。

本稿は平成十七年度科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国文化の伝搬、変容と還流―中国沿海地域と日本―」（研究代表者：藤田高夫）による成果の一部である。